

大通達甲（情管）第19号
令和7年6月2日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警 務 部 長

大分県警察情報化推進委員会設置要綱の改正について（通達）

大分県警察における情報化の推進については、「大分県警察情報化推進委員会設置要綱の改正について」（令和7年4月11日付け大通達甲（情管）第15号）により実施してきたところであるが、別添のとおり「大分県警察情報化推進委員会設置要綱」を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（情報管理課企画・ICT推進係）

別添

大分県警察情報化推進委員会設置要綱

第1 設置

大分県警察に、大分県警察情報化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 任務

委員会は、大分県警察における情報システムの整備等について部門横断的に情報共有を行い、組織全体の情報化（情報システムの活用による警察活動の合理化・高度化を図ることをいう。）に係る各種取組の推進を総括すること及び情報セキュリティに関する重要事項について審議することを任務とする。

第3 構成及び運営

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 警務部長

委員 警務部会計課長、警務部警務課長、警務部情報管理課長、生活安全部生活安全企画課長、刑事部刑事企画課長、交通部交通企画課長及び警備部警備企画課長

- 2 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議事を主宰する。ただし、簡易又は定型的な事項については、合議によることができる。
- 3 委員長に事故があるときは、警務部情報管理課長がその職務を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席又は必要な資料の提出を求めることができる。

第4 ワーキンググループの設置

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に必要な特定の事項を処理させるため、ワーキンググループを設置することができる。

第5 庶務

委員会及びワーキンググループの庶務は、警務部情報管理課において処理する。

附 則

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。